

# 西尾市行政改革 第2次実行計画(第16号)

平成12年9月4日決定

## 事務事業の見直しについて(その3)

	事業名(担当課)	今後の方針(要旨)	実施時期
23	市税等口座振替領収書の発行 (税務課、保険年金課、児童課、教育委員会庶務課、建築課、環境課)	口座振替に係る領収書の発行は、原則として廃止する。ただし、必要な人には発行する。	平成13年度
24	市税の前納報奨金 (税務課)	交付率を1000分の3に、交付限度額を30,000円に引き下げる。	平成13年度
25	保育所(直営保育園)の統廃合	1. 保育所の統廃合を進める。 2. 保育所の民営化を進める。 3. 保育所の調理業務の民間委託を進める。	平成13年度以降
26	公害対策事業(分析・測量業務) (環境課)	公害分析業務は民間委託し、公害調査センターは廃止する。	平成13年度
27	市営住宅駐車場の有料化 (建築課)	1. 受益者負担の原則により、市営住宅駐車場の使用料を徴収する。 2. 1世帯1台の駐車スペースが確保されている所から住民の合意を得た上で順次実施する。	平成13年度以降
28	作業服、防災服の貸与 (人事課など)	1. 貸与期間の見直しを行う。 2. 貸与物品、数量の見直しを行う。	平成13年度
29	国保、趣旨普及事務費(記念品賞品) (保険年金課)	優良健康家庭褒賞の支給基準年数は1年のみとする。	平成13年度
30	行政評価制度の導入 (企画課)	行政評価制度導入のための推進体制を整備する。	平成13年度

備考 「現状と課題」、「効果」は別添のとおり

事務事業名	市税等口座振替領収書の発行																																																							
担当課	税務課、保険年金課、児童課、教育委員会庶務課、建築課、環境課																																																							
現状と課題	<p>1 口座振替件数 平成11年8月末現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>区分</th> <th>納付対象件数</th> <th>口座振替件数</th> <th>加入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市県民税（普通徴収）</td> <td></td> <td>19,105</td> <td>10,124</td> <td>53.0%</td> </tr> <tr> <td>固定資産税・都市計画税</td> <td></td> <td>37,784</td> <td>25,396</td> <td>67.2%</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td></td> <td>30,878</td> <td>14,136</td> <td>45.8%</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td></td> <td>15,036</td> <td>9,226</td> <td>61.4%</td> </tr> <tr> <td>国民年金保険料</td> <td></td> <td>13,833</td> <td>8,245</td> <td>59.6%</td> </tr> <tr> <td>幼稚園保育料</td> <td></td> <td>499</td> <td>495</td> <td>99.2%</td> </tr> <tr> <td>保育所保育料</td> <td></td> <td>2,612</td> <td>2,455</td> <td>94.0%</td> </tr> <tr> <td>市営住宅家賃</td> <td></td> <td>817</td> <td>758</td> <td>92.8%</td> </tr> <tr> <td>し尿くみ取り手数料</td> <td></td> <td>3,926</td> <td>3,073</td> <td>78.3%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>124,490</td> <td>73,908</td> <td>59.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 領収書は振替完了後、納期ごとに各金融機関から納付義務者に直接送付されている。</p> <p>3 課題</p> <p>(1) 口座振替を利用している市民は、預貯金通帳で振替額、振替日を確認できる。</p> <p>(2) 所得税等の申告の際、通帳で確認できれば領収書の添付は不要である。</p> <p>(3) 一般的には領収書を発行する必要はないと考えられる。領収書を必要とする人には発行しなければならない。(電算システムの開発が必要)</p>	種目	区分	納付対象件数	口座振替件数	加入率	市県民税（普通徴収）		19,105	10,124	53.0%	固定資産税・都市計画税		37,784	25,396	67.2%	軽自動車税		30,878	14,136	45.8%	国民健康保険税		15,036	9,226	61.4%	国民年金保険料		13,833	8,245	59.6%	幼稚園保育料		499	495	99.2%	保育所保育料		2,612	2,455	94.0%	市営住宅家賃		817	758	92.8%	し尿くみ取り手数料		3,926	3,073	78.3%	合計		124,490	73,908	59.4%
	種目	区分	納付対象件数	口座振替件数	加入率																																																			
	市県民税（普通徴収）		19,105	10,124	53.0%																																																			
	固定資産税・都市計画税		37,784	25,396	67.2%																																																			
	軽自動車税		30,878	14,136	45.8%																																																			
	国民健康保険税		15,036	9,226	61.4%																																																			
	国民年金保険料		13,833	8,245	59.6%																																																			
	幼稚園保育料		499	495	99.2%																																																			
	保育所保育料		2,612	2,455	94.0%																																																			
	市営住宅家賃		817	758	92.8%																																																			
	し尿くみ取り手数料		3,926	3,073	78.3%																																																			
	合計		124,490	73,908	59.4%																																																			
今後の方針	口座振替に係る領収書の発行は、原則として廃止する。ただし、必要な人には発行する。																																																							
実施時期	平成13年度																																																							
効果	<p>経費の節減</p> <p>郵送料 11,000千円</p> <p>印刷製本費 245千円</p> <p>*平成12年度予算額</p>																																																							
参考	<p>・軽自動車税は、車検時に納税証明書の添付が必要であり、納税証明書の発行は現行どおりとする。</p>																																																							

事務事業名	市税の前納報奨金																											
担当課	税務課																											
現状と課題	<p>1 市県民税、固定資産税・都市計画税を全期前納した場合、税額の1000分の5(交付額上限50,000円)を交付している。</p> <p>2 前納報奨金実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">市 県 民 税</th> <th colspan="2">固定資産税・都市計画税</th> </tr> <tr> <th>件 数</th> <th>報 奨 金</th> <th>件 数</th> <th>報 奨 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成8年度</td> <td>4,733件</td> <td>12,035千円</td> <td>15,757件</td> <td>51,398千円</td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td>4,789</td> <td>12,554</td> <td>16,375</td> <td>54,213</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>5,259</td> <td>10,144</td> <td>16,521</td> <td>64,296</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 課題</p> <p>(1) 納税意識の普及のために設立された制度であるが、当初の目的は達成されている。</p> <p>(2) 交付率と市場金利に格差が生じている。</p> <p>(3) 納税方法による不公平感を緩和する必要がある。</p> <p>(4) 前納率が下がる恐れはあるが、収納率への影響は少ないと思われる。</p>				区 分	市 県 民 税		固定資産税・都市計画税		件 数	報 奨 金	件 数	報 奨 金	平成8年度	4,733件	12,035千円	15,757件	51,398千円	平成9年度	4,789	12,554	16,375	54,213	平成10年度	5,259	10,144	16,521	64,296
区 分	市 県 民 税		固定資産税・都市計画税																									
	件 数	報 奨 金	件 数	報 奨 金																								
平成8年度	4,733件	12,035千円	15,757件	51,398千円																								
平成9年度	4,789	12,554	16,375	54,213																								
平成10年度	5,259	10,144	16,521	64,296																								
今後の方針	交付率を1000分の3に、交付額上限を30,000円に引き下げる。																											
実施時期	平成13年度																											
効果	経費の節減 約29,600千円																											
参考																												

事務事業名	保育所（直営保育園）の統廃合と民営化																				
担当課	児童課																				
現状と課題	<p>1 保育所数（公立） 16園 * 直線で1km以内の保育園は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中畑保育園 - 平坂保育園（940m）</li> <li>・平坂保育園 - 矢田保育園（1000m）</li> <li>・寺津保育園 - 巨海保育園（880m）</li> </ul> <p>2 職員数 <span style="float: right;">H12年4月1日現在</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 25%;">正規職員</th> <th style="width: 25%;">臨時職員 （フルタイム）</th> <th style="width: 25%;">臨時職員 （パート）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育士</td> <td>161人</td> <td>47人</td> <td>64人</td> </tr> <tr> <td>看護婦</td> <td>2人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>31人</td> <td>1人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>194人</td> <td>48人</td> <td>76人</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 臨時職員（パート）は週休代替、病欠、産休代替、延長保育等職員</p> <p>3 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）西尾市は公立保育所の比重が高い。</li> <li>（2）働く女性が増えており、保育へのニーズが多様化している。（延長保育、休日保育など）</li> <li>（3）多様なニーズに即応するためには、民間保育所の方が適当である。</li> <li>（4）延長保育、乳児保育などの市民サービスを拡大しているが、職員定数抑制のため臨時保育士で対応している。</li> <li>（5）保育所の調理業務は、民間委託が可能となった。</li> </ul>		正規職員	臨時職員 （フルタイム）	臨時職員 （パート）	保育士	161人	47人	64人	看護婦	2人	0人	0人	調理員	31人	1人	12人	計	194人	48人	76人
	正規職員	臨時職員 （フルタイム）	臨時職員 （パート）																		
保育士	161人	47人	64人																		
看護婦	2人	0人	0人																		
調理員	31人	1人	12人																		
計	194人	48人	76人																		
今後の方針	<p>1 保育所の統廃合を進める。</p> <p>2 保育所の民営化を進める。</p> <p>3 保育所の調理業務の民間委託を進める。</p>																				
実施時期	平成13年度以降																				
効果	人件費の削減																				
参考	<p>少子高齢化に伴い保育所単独の施設ではなく、高齢者等の施設との複合施設とすることが望ましい。</p>																				

事務事業名	公害対策事業（分析・測量業務）																																
担当課	環境課																																
現状と課題	<p>1 市民の生活環境を守るため、下記の調査を実施し、現況の把握と監視を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="528 510 1359 1106"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 510 679 555">区分</th> <th data-bbox="679 510 1198 555">調査内容</th> <th data-bbox="1198 510 1359 555">実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 555 679 730" rowspan="3">大気関係</td> <td data-bbox="679 555 1198 640">自動測定機による硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質調査</td> <td data-bbox="1198 555 1359 640">環境課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 640 1198 685">大気浮遊粉じん中の重金属調査</td> <td data-bbox="1198 640 1359 685">環境課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 685 1198 730">雨水成分調査（酸性雨）</td> <td data-bbox="1198 685 1359 730">民間委託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 730 679 869" rowspan="3">水質関係</td> <td data-bbox="679 730 1198 775">市内主要河川の水質環境調査</td> <td data-bbox="1198 730 1359 775">民間委託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 775 1198 819">西尾地先の海域環境調査</td> <td data-bbox="1198 775 1359 819">民間委託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 819 1198 869">工場排水調査</td> <td data-bbox="1198 819 1359 869">環境課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 869 679 913">土壌関係</td> <td data-bbox="679 869 1198 913">河川底質及び農用地の重金属調査</td> <td data-bbox="1198 869 1359 913">民間委託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 913 679 1010" rowspan="2">騒音振動関係</td> <td data-bbox="679 913 1198 958">環境騒音調査</td> <td data-bbox="1198 913 1359 958">環境課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 958 1198 1010">道路騒音・振動調査</td> <td data-bbox="1198 958 1359 1010">環境課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1010 679 1106" rowspan="2">地盤沈下関係</td> <td data-bbox="679 1010 1198 1055">既設井戸による地下水位調査</td> <td data-bbox="1198 1010 1359 1055">環境課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 1055 1198 1106">地盤沈下観測所による常時測定</td> <td data-bbox="1198 1055 1359 1106">環境課</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 課題</p> <p>（1）有害物質が35種類になり、現在の施設設備では対応ができない。各種分析機器の整備が必要。</p> <p>（2）県内の10万人程度の市では、公害分析業務の民間委託化が進んでいる。（直営は西尾市のみである。）</p> <p>（3）魚が大量に死ぬなどの事故が発生した場合など緊急に原因調査が必要なときの対応を考えておく必要がある。</p> <p>（4）公害調査センターは、水道企業団が水質検査室として使用しているため、調整を図る必要がある。</p>			区分	調査内容	実施機関	大気関係	自動測定機による硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質調査	環境課	大気浮遊粉じん中の重金属調査	環境課	雨水成分調査（酸性雨）	民間委託	水質関係	市内主要河川の水質環境調査	民間委託	西尾地先の海域環境調査	民間委託	工場排水調査	環境課	土壌関係	河川底質及び農用地の重金属調査	民間委託	騒音振動関係	環境騒音調査	環境課	道路騒音・振動調査	環境課	地盤沈下関係	既設井戸による地下水位調査	環境課	地盤沈下観測所による常時測定	環境課
区分	調査内容	実施機関																															
大気関係	自動測定機による硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質調査	環境課																															
	大気浮遊粉じん中の重金属調査	環境課																															
	雨水成分調査（酸性雨）	民間委託																															
水質関係	市内主要河川の水質環境調査	民間委託																															
	西尾地先の海域環境調査	民間委託																															
	工場排水調査	環境課																															
土壌関係	河川底質及び農用地の重金属調査	民間委託																															
騒音振動関係	環境騒音調査	環境課																															
	道路騒音・振動調査	環境課																															
地盤沈下関係	既設井戸による地下水位調査	環境課																															
	地盤沈下観測所による常時測定	環境課																															
今後の方針	公害分析業務は民間委託し、公害調査センターは廃止する。																																
実施時期	平成13年度																																
効果	経費の節減 2,000千円																																
参考																																	

事務事業名	市営住宅駐車場の有料化																												
担当課	建築課																												
現状と課題	<p>1 市営住宅駐車場設置状況</p> <table border="1" data-bbox="528 472 1334 786"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>管理戸数</th> <th>建設年度</th> <th>駐車台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鎌谷住宅</td> <td>65</td> <td>S39.40</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>宮浦住宅</td> <td>124</td> <td>S59.60.61</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>犬塚住宅</td> <td>36</td> <td>H2.3</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>住崎住宅</td> <td>28</td> <td>H10.11</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>上記以外市営住宅 (19カ所)</td> <td>588</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>841</td> <td></td> <td>143</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 駐車場の管理、運営は、各住宅の入居者が駐車場管理委員会を組織し、行っている。(苦情処理、車庫証明事務など)</p> <p>3 平成8年の公営住宅法の改正により、駐車場が公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設(共同施設)と明確に位置付けられた。</p> <p>4 課題</p> <p>(1) 犬塚住宅、住崎住宅は、1世帯1台の駐車スペースが確保されている。</p> <p>(2) 他の市営住宅は、駐車場が整備されておらず、入居者は各自で有料の駐車場を利用している。</p> <p>(3) 駐車場が整備されている所と未整備の所の住宅使用料が同じ基準で算出されていることは不公平である。</p>	名称	管理戸数	建設年度	駐車台数	鎌谷住宅	65	S39.40	54	宮浦住宅	124	S59.60.61	25	犬塚住宅	36	H2.3	36	住崎住宅	28	H10.11	28	上記以外市営住宅 (19カ所)	588		0	合計	841		143
名称	管理戸数	建設年度	駐車台数																										
鎌谷住宅	65	S39.40	54																										
宮浦住宅	124	S59.60.61	25																										
犬塚住宅	36	H2.3	36																										
住崎住宅	28	H10.11	28																										
上記以外市営住宅 (19カ所)	588		0																										
合計	841		143																										
今後の方針	<p>1 受益者負担の原則により、市営住宅駐車場の使用料を徴収する。</p> <p>2 1世帯1台の駐車スペースが確保されている所から住民の合意を得た上で順次実施する。</p>																												
実施時期	平成13年度以降																												
効果	歳入の増加																												
参考																													

事務事業名	作業服、防災服の貸与
担当課	人事課、総務課、環境課、農林水産課、児童課、老人ホーム、保健センター、建設部、教育委員会、消防本部、市民病院など
現状と課題	<p>1 貸与物品、貸与期間、数量は、支給対象職員ごとに定められており、破損した場合は随時支給されている。</p> <p>2 課題</p> <p>(1) 使用できる状態であっても決められた貸与期間で支給されているため無駄が生ずる。</p> <p>(2) 作業服の仕様が変更された場合、旧作業服の使用が禁止される部門がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用可能な作業服が無駄になる。</li> <li>・着替えの作業服がないため不都合である。</li> </ul> <p>(3) 防災服が職員に貸与されているが、使用する機会は少ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業服が支給される職員は重複する。</li> </ul>
今後の方針	<p>1 貸与期間の見直しを行う。</p> <p>2 貸与物品、数量の見直しを行う。</p>
実施時期	平成13年度
効果	経費の節減
参考	

事務事業名	国保、趣旨普及事務費（記念品賞品）									
担当課	保険年金課									
現状と課題	<p>1 優良健康家庭褒賞を1年間及び3年間保険証を使用しなかった世帯で、国保税を含む市税を滞納していない世帯に贈っている。</p> <p>2 賞品は10年度から医薬品引換券（9年度までは賞状と記念品） 1年... 3,000円分、3年... 5,000円分</p> <p>3 支給対象世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 \ 年数</th> <th>1年</th> <th>3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>10年度</th> <td>391世帯</td> <td>126世帯</td> </tr> <tr> <th>11年度</th> <td>338世帯</td> <td>140世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 国保加入世帯 14,052世帯（平成12年3月末日現在）</p> <p>4 課題 （1）子供や高齢者のいる世帯では1年間保険証を使用しないことはほとんどない。 （2）賞品の支給基準を2段階に分ける必要がない。</p>	年度 \ 年数	1年	3年	10年度	391世帯	126世帯	11年度	338世帯	140世帯
年度 \ 年数	1年	3年								
10年度	391世帯	126世帯								
11年度	338世帯	140世帯								
今後の方針	優良健康家庭褒賞の支給基準年数は1年のみとする。									
実施時期	平成13年度									
効果	経費の節減 280千円									
参考										

事務事業名	行政評価制度の導入																				
担当課	企画課																				
現状と課題	<p>1 行政評価制度の概要</p> <p>(1) 行政評価は、行政活動（政策、施策、事務事業）についてその目的と結果を数値指標など客観的な基準を用いて把握し点検するシステムである。目的が明確でない事業や成果が上がらない事業は、改善や廃止の対象となる。</p> <p>(2) 民間企業の多くは、事業の目標とその結果を評価し、改善につなげるという「目標管理」のシステムを導入している。 * マネージメント・サイクル</p> <div style="margin-left: 40px;"> </div> <p>(3) 国においては、既に一部の中央省庁の公共事業再評価や平成13年度からの政策評価の実施に向けた取り組みがなされている。</p> <p>(4) 自治省においては、平成12年3月に「地方公共団体に行政評価を円滑に導入するための進め方」の報告書をまとめた</p> <p>(5) 地方公共団体に於ける行政評価の導入状況 平成11年9月現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">都道府県</th> <th style="width: 25%;">指定都市</th> <th style="width: 35%;">市区町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既に導入済</td> <td>16 (34%)</td> <td>1 (8%)</td> <td>52 (2%)</td> </tr> <tr> <td>試行中</td> <td>10 (21%)</td> <td>2 (17%)</td> <td>43 (1%)</td> </tr> <tr> <td>検討中</td> <td>21 (45%)</td> <td>9 (75%)</td> <td>920 (28%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>47 (100%)</td> <td>12 (100%)</td> <td>1,015 (31%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 行政活動の現状</p> <p>(1) 行政は、より少ないコストで、より良いサービスを提供しなければならないこととされている。</p> <p>(2) 行政の課題として、住民ニーズの把握の弱さ、意志決定の遅さ、コスト意識の弱さが指摘されている。</p> <p>(3) 現在の行政活動は、目的を不明確にしたまま、前例に基づいて行われていることが多い。</p> <p>(4) 今後、大幅な経済成長は望めないとされており、厳しい財政状況は続くものと見込まれている。その中で行政需要はさらに多様化、複雑化する。</p> <p>(5) 施策や事務事業の見直し、改善を図ることにより、サービスの質と生産性の向上を図る必要がある。</p> <p>3 制度導入にあたっての課題</p> <p>(1) 職員や市民にわかりやすい「評価表」を設計すること。</p> <p>(2) 目標の設定や成果に用いる指標について、十分な検討を行うこと。</p>		都道府県	指定都市	市区町村	既に導入済	16 (34%)	1 (8%)	52 (2%)	試行中	10 (21%)	2 (17%)	43 (1%)	検討中	21 (45%)	9 (75%)	920 (28%)	計	47 (100%)	12 (100%)	1,015 (31%)
	都道府県	指定都市	市区町村																		
既に導入済	16 (34%)	1 (8%)	52 (2%)																		
試行中	10 (21%)	2 (17%)	43 (1%)																		
検討中	21 (45%)	9 (75%)	920 (28%)																		
計	47 (100%)	12 (100%)	1,015 (31%)																		

	<p>(3) 評価結果の公表は、市民に対する「説明責任」を果たす観点から重要であり、どのように公表するかその手法について検討すること。</p> <p>(4) 行政評価の意義と必要性について、職員及び組織全体の理解を得ること。理解の無いまま実施した場合、的確な評価は期待できない。また、職員の事務負担を増すだけの結果となるおそれがある。</p>
今 後 の 方 針	行政評価制度導入のための推進体制を整備する。
実 施 時 期	平成13年度
効 果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政組織の体質改善</li> <li>2 職員の政策形成能力の向上</li> <li>3 市民への説明責任の達成</li> </ol>
参 考	<p>推進体制の整備...行政評価のための専従職員の配置  検討委員会の設置  研修の実施</p>